

事務連絡  
平成24年4月1日

各都道府県財政担当課  
各指定都市財政担当課

} 御中

総務省自治財政局地方債課

当せん金付証票発売許可基準について（通知）

当せん金付証票法（昭和23年7月12日法律第144号）第4条の規定に基づく当せん金付証票の発売の許可については、別紙の基準により行うことを決定しましたのでお知らせいたします。

また、「宝くじ運営方針」（平成16年3月22日総財地第97号）及び「地方博覧会等の会場において発売する宝くじについて」（平成13年3月9日総財地第57号）は廃止することを決定しましたのでお知らせいたします。

(別紙)

## 当せん金付証票発売許可基準

### 第一 一般的許可基準

#### 一 発売の目的

当せん金付証票（以下「宝くじ」という。）は、その発売による収益を地方公共団体の行う公共事業その他自治省令で定める国際化の推進に係る事業、地方博覧会等の事業、人口の高齢化、少子化等に係る事業、情報化に係る事業、芸術・文化の振興に係る事業、災害対策及び災害の予防に係る事業、地域経済の活性化に係る事業、社会貢献活動に係る事業、環境の保全及び創造に係る事業並びに地域における共通の課題に対応するための調査研究及び人材育成に係る事業の財源に充てることを目的として発売するものであること。

なお、都道府県及び指定都市は、宝くじの発売による収益を市町村等の行う前段の事業に対する補助金等の財源とすることもできるものであること。

#### 二 発売主体

- 1 宝くじを発売することのできる団体は都道府県及び指定都市（以下「発売主体」という。）に限ること。
- 2 発売主体が共同して宝くじを発売する場合には、原則として地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の規定による協議会を設置して発売するものとする。

#### 三 発売の区域

発売の区域は、原則として発売主体の行政区域内とすること。ただし、他の地方公共団体と協議が整った場合又は総務大臣が関係地方公共団体の意見を聴取したうえで特に必要と認めた場合には、当該協議の整った団体又は総務大臣が認めた団体の行政区域内で発売することができること。

#### 四 売りさばきの方法

売りさばきは発売主体又は発売の委託を受けた銀行等による市中自由消化の方法によること。

#### 五 発売の調整及び許可

1 宝くじの発売が時期的又は地域的に競合し、相互に不利となることのないように次によりその調整を図るものとする。

(1) 宝くじを発売しようとする団体は、原則として毎年12月10日までに、翌年度分の発売計画（別紙一の様式による。）を総務大臣に提出すること。

(2) 総務大臣は、前項の計画のうち適当でないものがあると認めるときは、当該団体に対し修正を求めることがあるものとし、当該団体は、これに基づいて発売計画を修正のうえ、速やかに総務大臣に報告すること。

2 宝くじの発売許可は次のとおり行うものであること。

(1) 宝くじの発売許可の申請に当たっては、収益金を充当する事業の計画を、別紙二の様式により総務大臣に提出すること。

なお、別紙二の添付書類として別紙二の二を前年度の3月31日までに提出すること。

(2) 宝くじの発売許可は、原則として1の計画の範囲内で行うものとする。

(3) 発売の許可は、原則として発売期間の初日の属する年度の前年度の12月31日までに受けなければならないこと。ただし、災害その他特別の事情に対応するための公共事業等の費用の財源に充てるために緊急に発売する必要があるものにあつては、発売期間の初日の1ヶ月前までに、発売の許可を受けなければならないこと。

(4) 発売の許可申請等の手続については、別紙三により取り扱うものとする。

なお、発売の許可に関する地方自治法第250条の3に規定される標準処理期間については、許可申請から許可までをおおむね1ヶ月程度とすること。

## 六 発売の委託及び公告

1 宝くじの発売については、発売企画を除く、宝くじ証票の作成、当せん品の購入、売りさばき及び当せん金品の支払又は交付、宣伝広告、社会貢献広報、抽せんの執行及び公表等の事務のうち発売主体が自ら行わないものについては、受託を希望する銀行等についてあらかじめ公告の手続を経たうえで受託銀行等を定め、これに委託することができること。

なお、受託銀行等は、発売主体の承認を得て委託を受けた事務の一部を再委託することができるものであること。

2 発売主体は、1の承認の基準を定め、公表しなければならないこと。

3 1の公告は、おおむね別紙四の記載例によるものとする。

## 七 証票金額

証票金額は、原則として100円、200円、300円又は500円のいずれかとする。

## 八 発売の基準

1 宝くじの発売は、同一種類の宝くじについて、原則として月4回以内とすること。

2 1回の発売額は、これが過大のため他の宝くじの消化に影響することのないよう、従来の実績を基準とし消化見込みを勘案して定めるものとする。

3 数字選択式宝くじの発売及び抽せんは、同一種類の宝くじについては、原則として週5回以内とすること。

4 数字選択式宝くじの発売期間は、原則として各回ごとに、当該回号の前10回目に当たる数字選択式宝くじの発売期間の最終日の翌日から当該回号の数字選択式宝くじの抽せん日までとすること。

## 九 発売収益の基準

発売収益は、原則として発売総額の100分の39を下らない額とすること。

ただし、数字選択式宝くじについて、総務大臣の定める年度においては、経

費の状況、発売状況等を勘案のうえ、100分の39を下回ることも差し支えないこととすること。

#### 十 当せん金品

- 1 当せん金品として付与するものは、原則として金銭によるものとする  
こと。
- 2 数字選択式宝くじの当せん金品の配分方法は、パリミュール方式  
(当せん金ファンドを売上額の一定割合とし、公平となるように当せん者  
間で当せん金を按分する方式) とすること。
- 3 当せん金品の総額は、発売総額の100分の50以内で、収益の確保、購入  
者への還元、経費の効率化等を踏まえつつ、適切に定めること。
- 4 当せん金品の最高額は、証票金額の50万倍を超えない範囲内の額とする  
こと。ただし、総務大臣の指定する宝くじについては、証票金額の250万  
倍（加算金のある数字選択式宝くじにあっては、500万倍）を超えない範  
囲内の額とすること。
- 5 当せん金品の支払又は交付は、宝くじを発売主体若しくは受託銀行等か  
ら直接購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの  
者の相続人その他の一般承継人に対して行うものであること。

#### 十一 発売諸経費の基準

発売諸経費は、原則としておおむね次の基準により定めるものとする  
こと。

##### 1 売りさばき手数料

証票金額が100円の場合には、証票金額の100分の9以内で発売主体が受  
託銀行等の意見を聞いたうえで定める額に100分の105を乗じた額

証票金額が200円、300円又は500円の場合には証票金額の100分の8以  
内で発売主体が受託銀行等の意見を聞いたうえで定める額に100分の105を  
乗じた額

##### 2 当せん金品の支払又は交付手数料

賞金額100,000円以上のものに対しては、賞金額の1,000分の1に100分  
の105を乗じた額（ただし、1,050円を超えないものとする。）

賞金額1,000円以上100,000円未満のものに対しては、賞金額の100分の

1に100分の105を乗じた額（ただし、105円を超えないものとする。）

賞金額1,000円未満のものに対しては、賞金額の100分の2に100分の105を乗じた額（ただし、10円50銭を超えないものとする。）

ただし、銀行等のATM（現金自動預入支払機）を使用して購入された当せん金付証券に係る当せん金については、賞金額のいかんにかかわらず、1口当たり20円に100分の105を乗じた額

## 十二 宝くじの抽せん期日及び当せん金品の支払又は交付の期日

- 1 開封式宝くじの抽せんは、発売期間終了後、原則として5日以内に行うこと。ただし、数字選択式宝くじの抽せん日は、発売期間の最終日とすること。
- 2 開封式宝くじの当せん金品の支払又は交付の開始期日は、抽せん後5日程度の間隔をおいて定めることが適当であること。ただし、数字選択式宝くじの当せん金品の支払又は交付の開始期日は、原則として抽せん日の翌日とすること。

## 十三 運用利益金の使途

発売主体は、毎年度、当せん金付証券法（昭和23年7月12日法律第144号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により受託銀行等から納付される運用利益金を財源として行う事業に関する計画（別紙五の様式による。）を前年度の3月31日までに、総務大臣に提出すること。

## 十四 検査

発売主体は、受託銀行等に対する検査を行った場合は、その検査の結果を速やかに総務大臣に報告すること。

## 第二 地方博覧会等の会場において発売する宝くじに係る許可基準

地方公共団体が実質的な主催者となっている博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催し（以下「地方イベント」という。）を振興するために発売する宝くじ（以下「イベント宝くじ」という。）については、第一によるほか、次に

定めるところにより取り扱うこと。

#### 一 発売主体

都道府県又は指定都市とすること。

なお、市町村（指定都市を除く。）が実質的な主催者となる地方イベントの場合は、原則として当該市町村を区域とする都道府県が発売主体となること。

#### 二 総務大臣の指定の対象となる地方イベント

地方公共団体が実質的な主催者となっており、かつ予想入場者数がおおむね70万人以上の地方イベント及びこれに準ずる地方イベントとすること。

#### 三 売りさばきの方法

売りさばきは、当該地方イベントの開催期間中（前夜祭等の日を含む。）に、当該地方イベントの会場において行うものとする。

#### 四 発売の調整及び許可

1 イベント宝くじの発売が他の宝くじの発売に影響を及ぼすことのないように次によりその調整を図るものとする。

(1) イベント宝くじを発売しようとする団体は、原則として発売日の初日の4ヶ月前までに、当該宝くじの発売許可（別紙一の様式による。）を総務大臣に提出すること。

(2) 総務大臣は、前項の計画が適当でないとき、当該団体に対し修正を求めることがあるものとし、当該団体は、これに基づいて発売計画を修正のうえ、速やかに総務大臣に報告すること。

2 発売の許可申請手続は、次によるものとする。

(1) 発売の許可申請に当たって、当該イベントの概要（名称、開催場所、開催期間、地方公共団体の当該イベントへの関与の状況、入場予定者数及びその根拠、売りさばきを予定する場所を記した会場図等）を記載した資料を添付すること。

(2) 発売の許可は、発売日の初日の3ヶ月前までに受けなければならないこと。

## 五 証票の形式

原則として被封式（インスタントくじ）とする。

## 六 発売収益の配分及び均てん化

発売収益は、当該地方イベント振興事業（市町村に対する助成事業を含む。）の財源とするとともに、他の市町村の地方イベント振興に資するため発売収益の一部（おおむね20%）を充てること。

## 附 則

この基準は、平成24年4月1日前に地方交付税法等の一部を改正する法律（平成24年法律第18号）第3条の規定による改正前の法第6条第3項の規定による公告がされた宝くじ以外の宝くじについて適用し、同日前に同項の規定による公告がされた宝くじについては、なお従前の例による。



(別紙一)

平成 年度宝くじ発売計画

団体名

(単位：千円)

宝くじ の種類	発売の時期 及び期間	発売額	収 益 見 込	賞金の最 高額及び 証票金額	発 売 目 的	発 売 地 域	前 年 度 同 期 消化実績	備 考
合 計		( )	( )					

(注) 合計欄の( )内には、翌年度予算において計上されることとなる数字選択式宝くじの収支見込金額を内書で記載すること。

(別紙二)

平成 年度公共事業等計画

団体名

(単位：千円)

宝くじ収益金の合計額	事 業 名	事 業 概 要	備 考

平成 年度宝くじの収益金を財源として行う公共事業等

団体名

(単位：千円)

事業名 〔 予 算 科 目 〕 〔 款・項・目 〕	事業費	左 の 財 源 内 訳				事業の概要
		国庫支出金	地方債	その他の特定財源	一般財源	
〔国際化推進事業〕					うち宝くじ収益金	
〔地方博覧会等事業〕						
〔高齢化少子化対策事業〕						
〔情報化事業〕						
〔芸術文化振興事業〕						
〔災害対策事業〕						
〔地域経済活性化事業〕						
〔社会貢献活動事業〕						
〔環境保全・創造事業〕						
〔調査研究・人材育成事業〕						
合計					( )	

(注) 合計欄の ( ) 内には、前年度発売に係る数字選択式宝くじの収益金額を内書で記載すること。

(別紙三)

宝くじ発売許可の申請手続

1 総務大臣に対する許可の申請に当たっては、別記様式1により作成した許可申請書とともに、次の各号に掲げる書類1通を添付する。ただし、(1)及び(3)は第2回目以降の許可申請に当たっては、予算の追加補正等、当初発売計画に改訂を加えた場合又はその他の事由により特別の必要が生じた場合を除き省略することができる。

(1) 宝くじ発売に関する議決書の写

(2) 宝くじの発売要領

(3) 宝くじの収益金を財源として行う事業の計画書

(4) 過去3ヶ月の宝くじの消化状況

2 前項2号の宝くじの発売要領中には次の事項を明らかにする。

(1) 発売の理由

(2) 名 称

(3) 委託対象事務の範囲

(4) 受託見込銀行等

(5) 発売総額

(6) 証票金額

(7) 証票の型式

(8) 発売期間

(9) 抽せん期日

(10) 当せん金品の支払又は交付の開始期日

(11) 当せん金品の種別別金額及び当せんの数

(12) 収支予定計画額

(13) 売りさばきの方法

(14) その他参考事項

3 売りさばきを終了したときは、四半期分をまとめて別記様式2により売りさばき状況報告書を総務大臣に提出する。

(別紙四)

宝くじ発売公告記載例

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により、次のとおり公告するから受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

- 1 名 称
- 2 発売総額及び通数
- 3 証票金額
- 4 発売期間
- 5 当せん金品の総額 発売総額に対し 円  
(当せん品についてはその品目、数量及び価格の総額)  
(ただし、加算金がある場合は、その額を加えたものとする。)
- 6 委託対象事務の範囲
- 7 売りさばき及び当せん金品支払又は交付手数料  
発売総額に対し 円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 円
- 9 受託申請期限 平成 年 月 日  
県（都・道・府・市）

(別紙五)

平成 年度運用利益金を財源として行う事業計画

団体名

(単位：百万円)

事業名	事業費	うち	事業の概要
		運用利益金	

(別記様式1)

平成 年 月 日

県(都・道・府)知事  
(市長)

総務大臣あて

当せん金付証票発売許可の申請

今般、当県(都・道・府・市)議会において当せん金付証票の発売に関し議決があったので、当せん金付証票法第4条の規定によりこれが許可を受けたく、関係書類を添えて申請します。

(別記様式2)

当せん金付証票売りさばき報告

団体名

(単位：千円)

発売期間	発売額	消化額	収益額